

公益社団法人宇和島青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人宇和島青年会議所（英文名 Junior Chamber International Uwajima）と称する

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を愛媛県宇和島市に置く。

(目的)

第3条 本会は、個人の資質の向上と啓発に努めるとともに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 地域に居住する児童又は青少年の健全な育成に寄与する事業
- (2) 地域市民の健全な人材育成に寄与する事業
- (3) 地域社会の健全な発展に寄与する事業
- (4) 各号に掲げるもののほか、本会の公益目的の達成に必要な事業

2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上を図る事業
- (2) 会員間の交流を図る事業
- (3) 本会の目的を達成するために必要な事業

3 第1項の事業については愛媛県において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 宇和島市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。
 - (2) 特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であって、理事会で承認された者をいう。
 - (3) 名誉会員 本会に功労があり、理事会で承認された者をいう。名誉会員は、当該年度のみとする。ただし、重任及び終身制を妨げない。
 - (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その発展を賛助しようとする個人及び団体で、理事会で承認された者をいう。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 本会の正会員又は賛助会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 このほか入会に関する事項は、総会の決議により別に定める規則による。

(会員の権利)

第8条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

- 2 特別会員、名誉会員及び賛助会員の権利については、総会の決議により別に定める規則による。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

- 2 正会員は、入会に際し、総会の決議により別に定める規則による入会金を納入しなければならない。
- 3 会員は、総会の決議により別に定める規則による会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、その年度の会費等を納入しておかなければならない。

- 2 理事長は、会員の退会を理事会に報告しなければならない。

(資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を3ヶ月以上納入しないとき
- (5) 総会の決議により別に定める規則にて、出席義務を履行しないとき
- (6) 総正会員が同意したとき

(除名)

第12条 正会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、その正会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき
- (2) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき
- (3) その他、正会員として適当でないと認められたとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 特別会員又は賛助会員が第1項各号の一に該当するときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

4 除名が決議されたときは、その会員に対しその旨を通知するものとする。

(休会)

第13条 正会員がやむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、所定の休会届を理事長に提出し理事会の承認を得て、休会することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第15条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 副理事長 | 3人以内 |
| (3) 常任理事 | 5人以内 |
| (4) 専務理事 | 1人 |
| (5) 理事（前各号の役員を含む） | 20人以内 |
| (6) 監事 | 2人以上3人以内 |

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、正会員のうちから選任する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 常任理事は、理事会の決議によって理事及び直前理事長経験者の中から選定する。
- 5 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼任することができない。
- 6 その他、役員を選任に関して必要な事項は、総会の決議により別に定める規則による。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、業務を統括する。
- 3 副理事長は、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、理事長を補佐して業務をつかさどる。
- 4 専務理事は、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、理事長、副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事以外の理事は、理事長を補佐する。
- 6 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところの監査報告を作成する。
- (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

- (3) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (6) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- (7) 必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- (8) 前号の規定による請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、直接理事会を招集することができる。
- (9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (10) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(任期)

- 第19条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。
- 2 理事は、辞任又は任期満了の場合においても、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。
- 3 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。
- 4 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 5 監事は、辞任又は任期満了の場合においても、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第20条 役員は、総会の決議によって解任することができる。
- 2 監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長)

第21条 本会に、直前理事長を置く。

2 直前理事長は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 直前理事長は、理事会の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

3 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたる。

4 直前理事長は本会正会員以外からも選任でき、その選任及び解任は理事会において決議する。

5 直前理事長の任期、辞任及び解任は第19条及び第20条の理事の規定を準用する。

6 直前理事長は無報酬とする。

(報酬)

第22条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び外部の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第24条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は金30万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第4章 総会

(種類)

第25条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 毎年2月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(構成)

第26条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第27条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款に別に定めるもののほか、次の各号を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 役員報酬の額又はその規程
- (4) 定款の変更
- (5) 事業報告及び決算書類の承認
- (6) 本会の解散及び残余財産の処分
- (7) 規則及び規程の制定、変更及び廃止
- (8) 会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(開催)

第28条 通常総会は、毎年1回2月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が理事にあったとき

(招集)

第29条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合は次に掲げる事項を理事会において決議しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。
- 5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第30条 総会の議長は、理事長若しくは正会員の中から理事長が指名した者がこれにあたる。ただし、第28条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(定足数)

第31条 総会は、総正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(決議)

- 第32条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定足数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 3 第1項の場合において、議長は正会員として決議に加わるできない。

(議決権)

第33条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議事録)

第34条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名捺印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第35条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事長、副理事長、直前理事長、常任理事及び専務理事の選定及び解職。ただし、理事長選定にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
 - (3) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 第24条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任の限定契約の締結

(種類及び開催)

第37条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎事業年度10回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第18条第7号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき
- (5) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき

(招集)

- 第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号及び第3項第5号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。
- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第39条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選任する場合に限り、理事の互選とする。

(定足数)

- 第40条 理事会は、議決に加わることのできる理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

(決議)

- 第41条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 2 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第45条 本会は、目的達成に必要な意見の交換、啓発、能力の向上を図るため例会を開催する。

2 例会の運営については、総会の決議により別に定める規則による。

(委員会)

第46条 本会は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 担当の委員会を統括して活発な活動を図り、各委員会の連絡調整を図るため、室を設け、室長を置くことができる。

3 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

4 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

5 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、常任理事、監事及び直前理事長を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第47条 本会は、会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取り扱い)

第48条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定めるものとする。

(基金拠出者の権利)

第49条 本会は、第65条の規定による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず本会は、次条に定める基金返還の手続により、基金をその拠出者に返還できるものとする。

3 本会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金返還の手続)

第50条 基金の返還は、通常総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金返還の手続については、理事会の決議により別に定めるものとする。

(代替基金の積立)

第51条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第52条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(財産の管理及び運用)

第53条 本会の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(会計原則並びに区分)

第54条 本会の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第55条 本会の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第56条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会において承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本会は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。
- 5 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すか本会の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第57条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(特定財産の維持及び処分)

- 第58条 第5条の公益目的事業を行うために不可欠な特定財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により特定財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供するには、理事会において、議決に加わることができる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 特定財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 管理

(事務局)

- 第59条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第60条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報保護)

第61条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第62条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、愛媛県にて発行する愛媛新聞に掲載する方法による。

第11章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第63条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第64条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第65条 本会は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第66条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第67条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（清算人）

第68条 本会の解散に際しては、清算人を総会の決議により選任する。

（解散後の会費の徴収）

第69条 本会は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第12章 補則

（委任）

第70条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の決議により別に定める。

附則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第52条

の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事長は上田一之介、副理事長は宮川真輔、松本和也、山本太一、専務理事は森岡健三とする。

附則（平成27年12月16日改定）

- 1 本定款の一部改定は、平成27年12月16日から施行する。